

事務所だより

第125号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

運転中の「ながらスマホ」厳罰化

令和一年十二月一日改正道路交通法の施行により、運転中の「ながらスマホ」に対し、厳罰化されました。

★「ながらスマホ」

運転しながらスマートフォンや携帯電話などを使用した、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりするなどの「ながらスマホ」による交通事故が増加傾向にあり、社会問題となっていることを受けて改正されました。

警察庁ホームページでは、平成三十年中の携帯電話使用等に係る交通事故発生件数は二七九〇件で、過去五年間で約一・四倍に増加、カーナビ等を注視中の事故が多く発生し、また、携帯電話使用等の場合には、使用なしと比較して死亡事故率が約二・一倍と

なっていることが報告されています。

★罰則等の強化

改正後の罰則等は、左表の

	改正前	改正後
携帯電話の使用等 (保持) ・通話(保持) ・画像注視(保持)	●罰則 5万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 6,000円 ●点数 1点	●罰則 6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 18,000円 ●点数 3点
携帯電話の使用等 (交通の危険) ・通話(保持) ・画像注視(保持) ・画像注視(非保持) することによって交通の危険を生じさせる行為	●罰則 3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金 ●反則金 普通車の場合 9,000円 ●点数 2点	●罰則 1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 ●反則金 適用なし 非反則行為となり 罰則が適用 ●点数 6点

とおり改正前よりも厳しくなりました。反則金は高額に、違反点数は三倍に、事故発生時は免許停止処分となっています。

なお、自転車も携帯電話やイヤホンを使用しながら運転する「ながら運転」「片手運転の禁止」の交通ルールがあります。携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはいけません。

せん。罰則(京都府は五万円以下の罰金)もあります。

★安易に考えない

赤信号で停車中にスマートフォンや携帯電話の操作を始めてしまい、青信号になったことに気が付かないで、後ろの車にクラクションを鳴らされた経験はありませんか。

「ちょっとだけ」、「少しぐらいなら」、「ほかの人も見てるから」、「今見ておかないと」など様々な理由で操作していませんか。

誰しも、運転中にスマートフォンや携帯電話が作動すると、つい気になったり、不案内な道を走行するためにカーナビに頼りたくなります。

しかし、交通事故は被害者・加害者どちらの人生も大きく変えてしまいます。

そうならないためには、スマートフォンや携帯電話が作動しても無視すること、もしくは、運転前にスマートフォンや携帯電話の電源をオフにしたり、ドライブモードにすること、不案内な道は予め地図で大まかに確認しておくことが大切です。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

介護・子の看護休暇 改正へ

介護休暇は要介護状態にある家族の介護のために、子の看護休暇はケガ・病気等子の世話をするために、一年度につき五日（対象者が複数のときは十日）を限度に取得できる制度です。現行では、全日休暇のほか、「半日単位」の取得も認められています。

☆「一時間単位」

育児介護休業法施行規則・指針の改正によって、介護休暇と子の看護休暇の取得単位が「半日単位」から「一時間単位」となる予定です。具体的には、施行規則で規定されている取得単位をさらに柔軟化し、原則として始業または終業と連続する「一時間単位」とします。ただし、個々の労働者の事情も考慮し、始業・終業と連続しない時間単位取得も可能とするよう指針に明記し、事業主に対し配慮が求められます。

しかし、労働者が就業時間の途中に抜けてしまうと代替要員の確保が困難で、事業主の負担がおおきくなるのではないかと、この意見があります。

☆対象者の見直し

このほか、現在は「半日単位」での休暇取得の対象から除外されている「一日の所定労働時間が四時間以下の労働者」に關しても、時間単位の休暇利用を可能とする方針です。

そこで「業務の性質や実施体制に照らし一日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者」として労使協定を締結した場合は、事業主は、時間単位での子の看護・介護休暇の取得の申出を拒むことが可能であるとしています。

この場合、業務の性質や実施体制に照らし、半日単位で看護・介護休暇を取得することが困難と認められる業務と、時間単位で看護・介護休暇を取得することが困難と認められる業務の範囲が異なる可能性があるので、改めて労使協定を締結する必要があります。なお、その認めない業務は指針で例示することとなります。

改正施行規則などの施行は、準備期間を確保させるため、令和三年一月一日を予定しています。

任意継続被保険者の標準報酬月額 上限について

協会けんぽの令和二年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は三十万円で、平成三十一年度と同じです。

協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額は、

① 資格を喪失した時の標準報酬月額

② 前年（一月から三月までの標準報酬月額については、前々年）の九月三十日時点における全ての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

のどちらか少ない額と規定されています。

このため、毎年度②の額が、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

なお、保険料は都道府県により異なります。

一月の労務手続 「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」

二十日

○特例による源泉徴収税額の納付（前年七月～十二月分）

「郵便局または銀行」

三十一日

○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、十月～十二月分）

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付（延納第三期分）

「郵便局または銀行」

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

○法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計

票）の提出 「税務署」

○給与支払報告書の提出（一月一日現在のもの） 「市区町村」

○個人の道府県民税・市町村民税の納付（第四期分） 「郵便局または銀行」

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出 「給与の支払者」

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え 「給与の支払者」

編集後記

長時間労働の是正のため導入された時間外労働の上限規制が、今年四月から一部業種を除いて中小企業にも適用されます。準備は万全でしょうか。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com